



熊本県公報

第 1 2 2 0 8 号

平成 25 年 4 月 23 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 1
- 熊本港における臨港地区内の分区指定…………… (港湾課) 2
- 熊本県収入証紙売りさばき人の指定取り消し…………… (会計課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 公 告
- 熊本県庁舎で使用する電気における落札者の決定…………… (管財課) 2
- 県営土地改良事業計画…………… (農村計画課) 3
- 県営土地改良事業計画…………… (//) 3
- 県営土地改良事業計画…………… (//) 3
- 土地改良区役員の就任…………… (//) 3
- 八代港港湾計画の軽易な変更の概要…………… (港湾課) 4
- 熊本港港湾計画の軽易な変更の概要…………… (//) 4

告 示

熊本県告示第 4 8 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。
平成 2 5 年 4 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアプランセンターひのわ 天草市新和町中田 2 2 7 0 番地	N P O 法人歩実の会	平成 2 5 年 5 月 1 日

熊本県告示第 4 8 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 5 年 4 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター千鳥庵 荒尾市増永 2 7 5 - 2	株式会社ケアサポートあ らお	平成 2 5 年 5 月 1 日

熊本県告示第 4 8 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 5 年 4 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター千鳥庵 荒尾市増永 2 7 5 - 2	株式会社ケアサポートあ らお	平成 2 5 年 5 月 1 日

熊本県告示第488号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により熊本都市計画熊本港臨港地区内に次のとおり分区を指定する。

なお、分区の指定箇所は、図面に表示し、その図面は、熊本県土木部河川港湾局港湾課及び熊本市役所に備え置くこととする。

平成25年4月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 商港区
熊本市西区新港一丁目の一部
- 2 工業港区
熊本市西区新港一丁目の一部
- 3 特殊物資港区
熊本市西区新港二丁目の一部

熊本県告示第489号

熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）第5条第1項の規定による売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年4月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

住 所	名称及び代表者氏名	取消年月日
山鹿市山鹿1026の3	山鹿市母子寡婦福祉連合会 会長 平本博子	平成25年4月15日

熊本県告示第490号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成25年4月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字槻木字永原谷610番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字永原谷610番1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第253号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年4月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 調達物品の名称及び予定数量
熊本県庁舎で使用する電気 11, 143, 000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局管財課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2089

- 3 落札者を決定した日
平成25年3月19日
- 4 落札者の名称及び住所
九州電力株式会社 熊本東営業所 所長 石場 博昭
熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号
- 5 落札金額
183,792,549円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成25年1月29日

熊本県公告第254号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営白浜地区土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申し立てをすることができる。
平成25年4月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営白浜地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年4月24日から平成25年5月24日まで
- 3 縦覧場所
熊本市役所
玉名市役所

熊本県公告第255号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営白浜地区土地改良事業（農業用排水施設（用水））の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申し立てをすることができる。
平成25年4月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営白浜地区土地改良事業（農業用排水施設（用水））計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年4月24日から平成25年5月24日まで
- 3 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第256号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営白浜地区土地改良事業（農業用排水施設（排水））の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申し立てをすることができる。
平成25年4月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営白浜地区土地改良事業（農業用排水施設（排水））計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年4月24日から平成25年5月24日まで
- 3 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第257号

上益城郡嘉島町に事務所を置く嘉島中央土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。
平成25年4月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
就任 理事	福本 美敏	上益城郡嘉島町大字上島 1 7 6 番地 1

熊本県公告第 2 5 8 号

港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号）第 3 条の 3 第 9 項の規定に基づき、八代港港湾計画の軽易な変更の概要を次のとおり公告する。

平成 2 5 年 4 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 八代港港湾計画の軽易な変更の概要

(1) 臨港交通施設計画

道路 臨港道路外港南北線 4 車線 起点 臨港道路東西幹線 終点 臨港道路大島線
 (変更前 4 車線 起点 外港地区 終点 臨港道路大島線)

(2) 土地利用計画

(単位：ヘクタール)

地区名	用途	ふ 頭 用 地	港湾関連 用 地	工 業 用 地	交通機能 用 地	緑 地	その他 緑 地	合計
変 更 後	外港地区	(62) 62	(5) 5	(203) 203	(17) 17	(5) 5	(13) 13	(306) 306
変 更 前	外港地区	(62) 62	(5) 5	(205) 205	(16) 16	(5) 5	(13) 13	(306) 306

- (注) 1 () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画の内数である。
 2 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
 3 今回の変更に係る地区のみ記述した。

(3) 大規模地震対策施設

道路 臨港道路外港南北線 4 車線 起点 臨港道路東西幹線 終点 臨港道路大島線
 (変更前 4 車線 起点 外港地区 終点 臨港道路大島線)

2 港湾計画の縦覧の場所

熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県土木部河川港湾局港湾課

熊本県公告第 2 5 9 号

港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号）第 3 条の 3 第 9 項の規定に基づき、熊本港港湾計画の軽易な変更の概要を次のとおり公告する。

平成 2 5 年 4 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 熊本港港湾計画（土地利用計画）の軽易な変更の概要

(単位：ヘクタール)

地区名	用途	ふ 頭 用 地	港湾関連 用 地	交流厚生 用 地	交通機能 用 地	緑 地	合計
変 更 後	夢咲島地区	(27) 27	(63) 63	(4) 4	(8) 8	(28) 28	(130) 130
変 更 前	夢咲島地区	(27) 27	(54) 54	(13) 13	(8) 8	(28) 28	(130) 130

- (注) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画の内数である。

2 港湾計画の縦覧の場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県土木部河川港湾局港湾課